

衆議院 財務金融委員會 議 録 第 三 号

平成三十一年二月二十六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 坂井 学君

理事 井林 辰憲君 理事 越智 隆雄君

理事 武部 新君 理事 寺田 稔君

理事 藤丸 敏君 理事 川内 博史君

理事 緑川 貴士君 理事 竹内 謙君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

池田 佳隆君 石崎 徹君

今枝宗一郎君 神田 憲次君

熊田 裕通君 小泉 龍可君

國場幸之助君 齋藤 洋明君

杉田 水脈君 鈴木 隼人君

武井 俊輔君 津島 淳君

土井 亨君 中曾根康隆君

中山 展宏君 野中 厚君

福山 守君 細田 健一君

本田 太郎君 牧島かれん君

三ツ矢憲生君 宮澤 博行君

宗清 皇一君 八木 哲也君

山田 美樹君 義家 弘介君

今井 雅人君 末松 義規君

高木錬太郎君 青山 大人君

古本伸一郎君 前原 誠司君

伊佐 進一君 宮本 徹君

丸山 穂高君 野田 佳彦君

青山 雅幸君 佐藤 公治君

鷲尾英一郎君

財務大臣 麻生 太郎君  
國務大臣 (金融担当)

内閣府副大臣 左藤 章君

財務副大臣 鈴木 淳司君

財務副大臣 うへの賢一郎君

文部科学副大臣 浮島 智子君

厚生労働副大臣 大口 善徳君

経済産業副大臣 磯崎 仁彦君

財務大臣政務官 伊佐 進一君

経済産業大臣政務官 石川 昭政君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 井上 裕之君

政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部審議官) 川又 竹男君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長) 東出 浩一君

政府参考人 (金融庁総合政策局総括審議官) 中島 淳一君

政府参考人 (金融庁監督局長) 栗田 照久君

政府参考人 (消費者庁政策立案総括審議官) 高田 潔君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 横山 均君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 大泉 淳一君

政府参考人 (総務省統計局統計調査部長) 佐伯 修司君

政府参考人 (財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官) 刀禰 俊哉君

政府参考人 (財務省主計局次長) 神田 真人君

政府参考人 (財務省主計局次長) 宇波 弘貴君

政府参考人 (財務省主税局長) 星野 次彦君

政府参考人 (財務省理財局長) 可部 哲生君

政府参考人 (国税庁次長) 並木 稔君

政府参考人 (文化庁審議官) 内藤 敏也君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房総括審議官) 土生 栄二君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官) 土田 浩史君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 八神 敦雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 山田 雅彦君

政府参考人 (厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長) 藤原 朋子君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 成田 達治君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 島田 勘資君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 小林 靖君

政府参考人 (国土交通省航空局次長) 岩崎 俊一君

政府参考人 (日本銀行総裁) 黒田 東彦君

政府参考人 (日本銀行副総裁) 雨宮 正佳君

政府参考人 (日本銀行調査統計局長) 関根 敏隆君

参考人 (日本銀行システム情報局長) 水野 正幸君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動 二月二十六日

穴見 陽一君 補欠選任 福山 守君

石崎 徹君 補欠選任 八木 哲也君

本田 太郎君 補欠選任 杉田 水脈君

古本伸一郎君 補欠選任 青山 大人君

杉田 水脈君 補欠選任 本田 太郎君

福山 守君 補欠選任 穴見 陽一君

八木 哲也君 補欠選任 野中 厚君

青山 大人君 補欠選任 古本伸一郎君

野中 厚君 補欠選任 宮澤 博行君

宮澤 博行君 補欠選任 中曾根康隆君

中曾根康隆君 補欠選任 熊田 裕通君

熊田 裕通君 補欠選任 細田 健一君

細田 健一君 補欠選任 池田 佳隆君

池田 佳隆君 補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 これは、実は同じカテゴライズにしないと変になってくるので、そういう意味で、静止画とかだけじゃなくて、音楽だとか動画の部分も同じカテゴライズにしたいだかなきゃいけないし、もしそうなるのであれば、この部分に関しては現行法よりも表現の自由が広がることになってくると思いますので、実は、私はそういう部分もあるんじゃないかなというふうに思っています。一方で、本当に困っている著作権者の方の権利の侵害、これを防いでいかなきゃいけない。大事な論点ですので、また条文が出てきたらいろいろ議論させていただきたいと思いますが、今日は、お答えをいただきまして、ありがとうございました。

時間が来ましたので、これで終了します。ありがとうございました。

○坂井委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 最後の一時間、よろしくお願ひいたします。

もう既に八人の方が質問をされましたので、私がお話したい項目も既に質疑が終わって、それなりの答弁もあつたようでございますが、私からの観点から、確認も含めて質問を続けさせていただきますというふうに思います。

今回の税法改正は、去年は給与所得控除見直しなどを中心とした、主に所得税の改革が中心だったのですよね。いつも、法人税であったり所得税中心で、さまざまな大きな改革が行われることはありますけれども、今回は、やはり柱になるのは、十月一日の消費税の一〇％への引上げに伴い、消費需要の平準化をどう図っていくかというところに心を砕いているというか、苦勞しながら何かやろうとしている、そういう内容だというふうに思っていますので、きょうは、消費税を中心とした質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初の質問は、これはもう既に、軽減税率、何人かの委員の方が触れられておりますけれども、私自身も、消費税については逆進性がある

ということも事実でありますし、その対策は講じなければいけないという認識は共有をしますが、三党合意にもありますとおり、軽減税率も検討項目で一番最後に入ってきましたけれども、その前には給付つき税額控除が位置づけられており、やはり基本的には、今の丸山さんの議論じゃありませんが、低所得者に絞って、的を当てた対策を講じるならば、マイナンバー制度の定着を待って給付つき税額控除を導入するというのが、私は一番効果があるというふうに思うんですね。

あえて言うならば、個人的な意見を言うならば、一〇％までだったら、私は、それもまだ早くて、簡素な給付措置で拡充するという対応が本来は望ましい。その間に、軽減税率論者の方もいらっしゃると思いますので、給付つき税額控除とどっちがいいのかをよく時間をかけて検証した方がいいという立場なんですけれども、この際、もう軽減税率ありきで進んでいますので、その軽減税率について、これは百歩、二百歩、千歩ぐらい譲りながら、どうするのかという観点で、まず質問をしたいというふうに思います。

本来は、やはり税制改正というのは、税額控除に入る前に、まず所得控除、これは今、現状ですけれども、税額控除に持っていく、そして給付つき税額控除に持っていくのが基本だと私は思います。今もそれが理想だと思っておりますけれども、今回は軽減税率で対応しようということですが、問題は、きょうの、これは青山さんだつたかな、軽減税率の財源の話がありましたね、財源をどうするか。これを改めて確認をしたいと思えます。

歳出の部分と歳入の部分で一・一兆円を充てていく、ざくっとしたお話がありましたけれども、その内訳をちよつと正確に御説明をいただきたいというふうに思います。

○星野政府参考人 数字の話でございます。私から答弁させていただきます。

軽減税率の減税見込み額に対応する財源でございますけれども、減収見込み額は一兆八百九十億

円程度と見込んでおります。この財源確保の見込み額に對しまして、それぞれ、個人所得課税の見直しで九百億円程度、たばこ税の見直しで二千三百六十億円程度、インボイス制度の導入で二千四百八十億円程度、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用で七十億円程度、総合合算制度の見送り四十四億円程度でありまして、これらを合計すると一兆八百九十億円程度であるということでございます。

するにはインボイスがいいという意見もあつた。私もどちらかという方向なんですけれども、でも、商工会議所であるとか税理士会であるとか、それは免税事業者いじめになって、これもよく考えなければいけない、そういう議論があつた中で、平成二十八年改正でインボイス導入に踏み切ったわけですね。

そのインボイス導入によつてどれだけ免税事業者から課税事業者になるのか、これは改めてもう一回数字をお示しいただきたいというふうに思います。

○野田(佳)委員 どうもありがとうございます。まず、この財源の中に、これはもう何回もこの委員会でも取り上げましたけれども、総合合算制度が見送りになったということは、まことに私は残念だと思つております。どなたでも、事故に遭つたり、病気になるつたり、突然そうなつたときに、医療もかかる、介護もかかるときに、一定の自己負担がそれぞれありますけれども、そこで全部合わせると低所得者にとっては大変な額になるからキヤップをつけていこうというのは、まさに私はあるべき社会保障制度だと思つていますが、それを四千万円見送ってしまったということは残念ですね。

○麻生国務大臣 これは、インボイス制度を導入しました後、いわゆる免税事業者だった人たちが、実際にどの程度課税業者に転換するかということにつきましては、これは、免税業者の置かれている状況はいろいろだと思いますので、一概に申し上げることは困難なんですけれども、インボイス制度の導入により増収を見込むときに当たりまして、平成二十七年の国勢調査というものを使わせていただいて、免税事業者数が約四百八十八万者でございますので、そこから、農協等に出荷しておられる農林水産業者、また非課税売上げが主たる事業の事業者等々を除かせていただいて、免税事業者は三百七十二万者程度に對しまして、Bツールの取引の割合であります、大体四割程度というのを乗じて、百六十一万者程度が課税事業者に転換をしていけるのではないかとこの計算になっております。

○野田(佳)委員 私は、その計算の妥当性もですね。インボイスの導入は平成三十五年の十月じゃないですか。その間までは、どれぐらい課税事業者になるかなども含めて、よく調べた上で数字をはじいた方が私はいいと思います。軽減税率の財源がないから、私、慌てて今回は入れ込んでいますよな気がしてならないですね。

これに加えて、今度、社会保障の見直しで一部活用して、また一十億円程度加えている。五千億です、大体これです。今、お話の中では、所得課税の見直し、たばこ税の見直し、これは、平成三十年の税制改正の項目だというふうに思いますが、そこにインボイスで二千四百八十億円が加わつてきているということもございましたけれども、このインボイスについては、これは、先ほど、インボイスについての質問もたくさん出ていますけれども、インボイスで、これは全く同じ数字が出てくるかもしれないが、免税業者から課税事業者にどれくらい変わるのかというお話なんです。

大議論が、本当はインボイスの導入についてはありましたよね。消費税は益税が出てくるとか、あるいは転嫁の不透明性がある、それを解消

これは、大臣に通告していませんから、せつかく主税局長がいるからお聞きしたいんですけども、先ほど、軽減税率の財源、一・一兆円の内訳をお話しいただきました。個人の所得課税の見直

平成三十一年三月十四日印刷

平成三十一年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U